

II 学校給食の運営管理

学校給食は、健康教育の一環として学校教育目標の中に位置付けられるものであり、その運営管理に当たっては、関係者がそれぞれの責務をよく理解し、関係法令や通知等をもとに、学校や調理場及び市町村（以下「学校等」という。）の実情に応じて適切な運営組織をつくり、学校給食の目標達成に努めることが大切である。

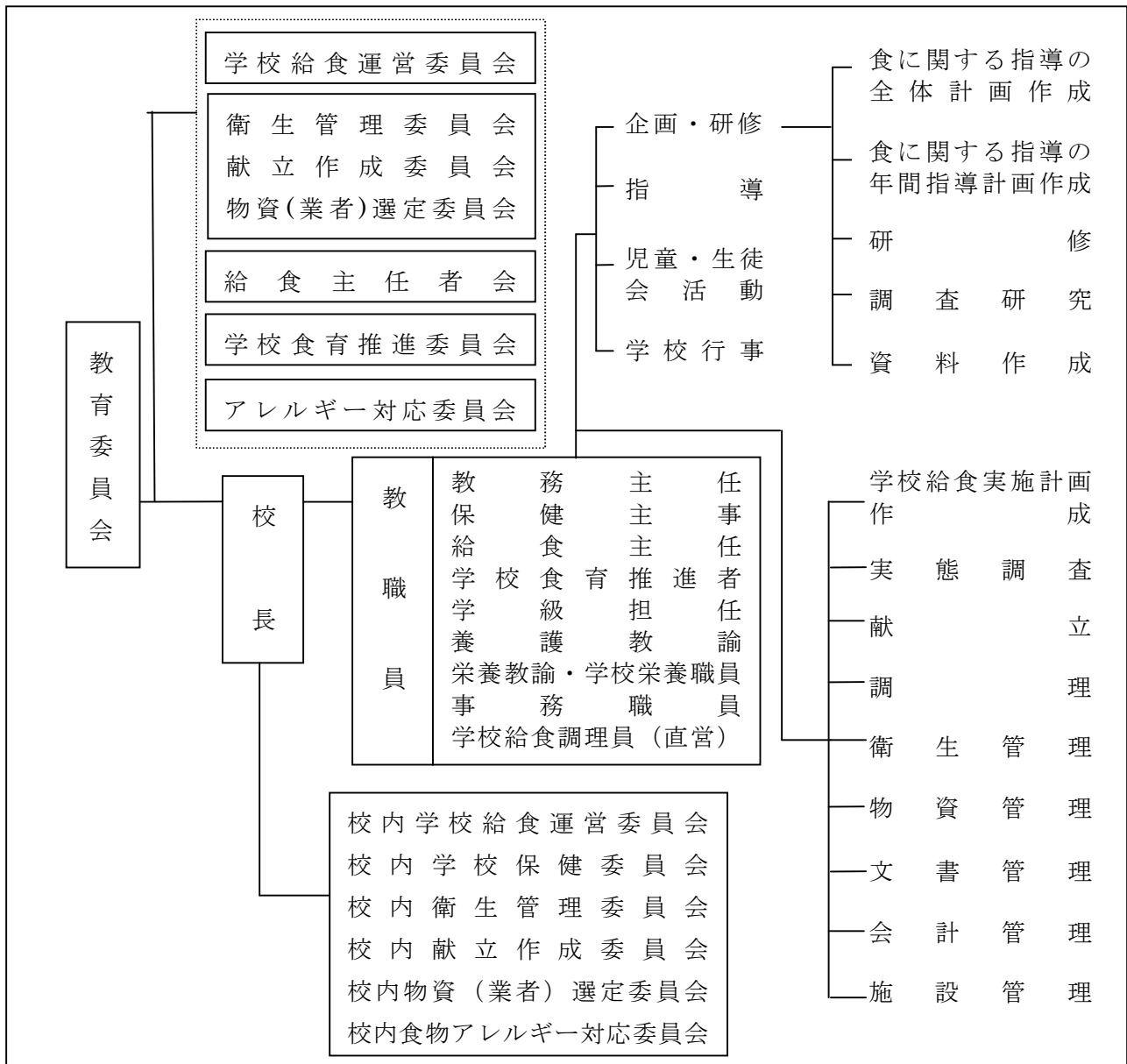
1 学校給食の運営

(1) 運営組織

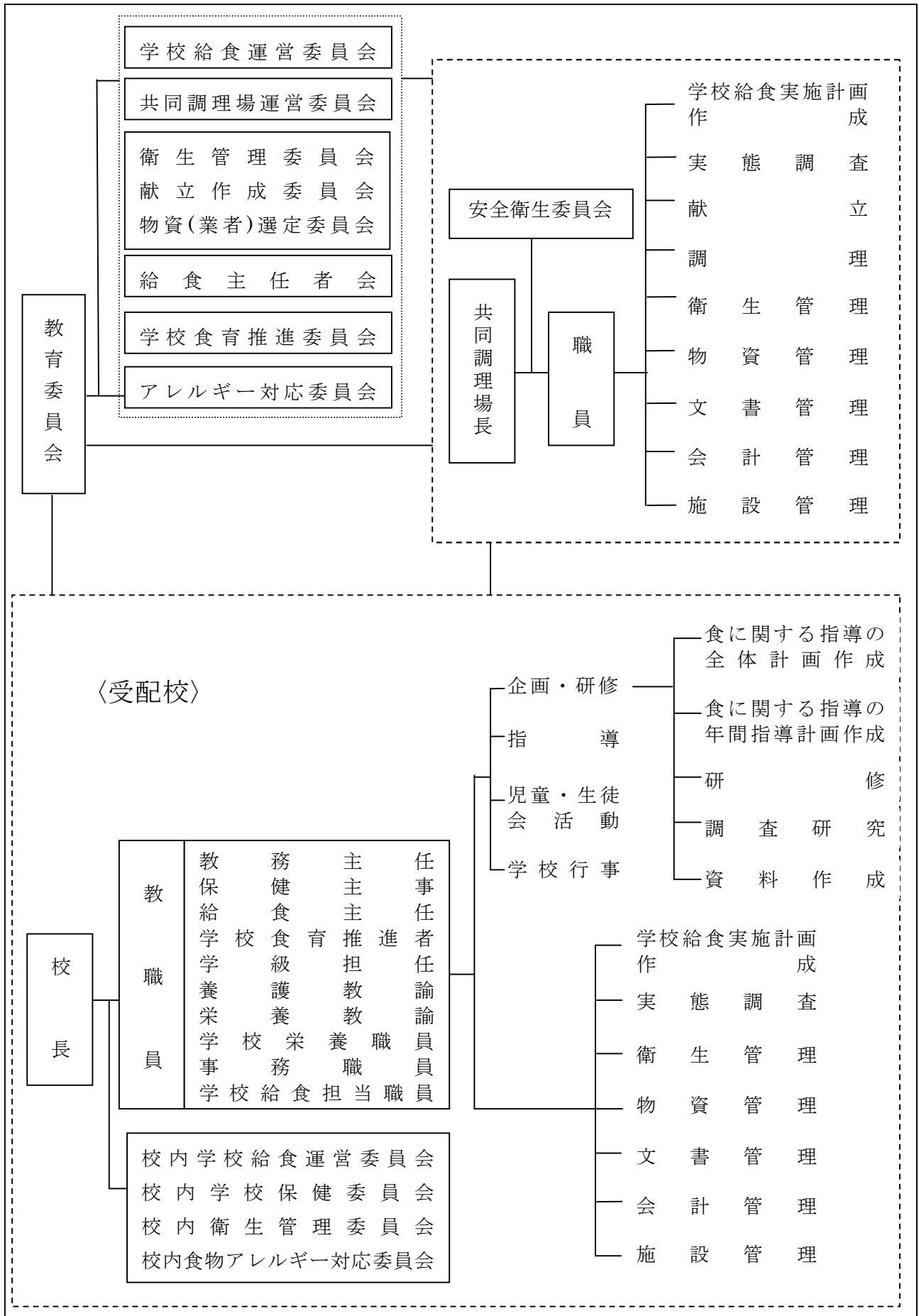
学校給食の運営は、学校規模・調理方式（単独調理場方式・共同調理場方式）等によって異なるが、いずれにおいても学校給食の意義と役割を踏まえた適切な組織をつくり、それぞれの長所を最大限に生かして運営することが望まれる。

ア 運営組織例

(7) 単独調理場方式の運営組織（例）



(イ) 共同調理場方式の運営組織（例）



イ 各種委員会

学校給食の運営に当たっては、運営組織に位置付けられた各種委員会を定期的開催し、学校給食の目標達成に努めるとともに、課題について、適切な対応等を行うことが必要となる。特に学校においては、校長を中心に、給食主任・学級担任・栄養教諭等が協力し、調理場・地域・家庭と連携した組織とすることが大切である。

委員会について、活動内容と構成員の例を次に示すが、学校等の実態に即した運営組織を確立して、効果的に機能させる必要がある。複数の委員会を統合する場合は、活動内容や構成員において、委員会の目的が達成できるよう考慮することが重要である。

【各種委員会（例）】

委員会	目的	活動内容	構成員
学校給食運営委員会	学校給食の適切かつ円滑な運営	学校給食の実施に関する諸管理規定作成 学校給食の実施に関する基本計画作成 学校給食費に関する調査検討 学校給食に関する諸啓発 学校給食に関する研究・研修企画	(市町村) 教育委員会、校長、共同調理場長、栄養教諭等、学識経験者 等 (校 内) 校長、教頭、各主任・主事、給食主任、栄養教諭等、調理員、保護者、学校医、学校薬剤師、保健所職員、学識経験者
衛生管理委員会	安全な学校給食実施における衛生管理の徹底	衛生管理の実態把握 定期点検・検査等の計画作成 施設・設備の改善 衛生管理に関する諸啓発 衛生管理に関する研究・研修	学校給食運営委員会構成員
献立作成委員会	学校給食法に基づく適切な献立の作成	献立作成の基本方針の策定 学校給食実施基準に基づいて作成された献立原案の検討	(市町村) 学校給食運営委員会構成員 (校 内) 栄養教諭等、給食主任、各学年給食担当教員
物資（業者）選定委員会	学校給食の実施において適切な納入業者の選定及び適切な食品の選定	食品の納入が適切に実施できる納入業者の選定 食品の安全性と学校給食の目的達成に適切な食品の選定	学校給食運営委員会構成員
学校食育推進委員会	学校における食育を実施するうえで、学校全体で計画的に取り組むとともに、保護者や地域と連携して食育を推進	(市町村) 学校食育推進に関する重要事項の審議 諸施策実施の推進 取組の評価 (校 内) 食に関する指導の全体計画等の作成 指導資料や教材等の研究 保護者や地域への啓発や連携方法等の検討 個別指導が必要な児童生徒の把握と対応等の検討	(市町村) 教育長、医療関係者、地域食育支援者、校長代表、共同調理場代表、教務主任代表、養護教諭代表、家庭科担当教諭代表、給食主任代表、栄養教諭等代表、行政部局食育担当者代表、教育委員会学校教育・学校給食担当 等 (校 内) 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、保健主事、家庭科（技術・家庭科）主任、給食主任、養護教諭、栄養教諭 等
アレルギー対応委員会	学校給食においては、食物アレルギーのある児童生徒においても安全にかつ楽しんで給食の時間を過ごすための検討及び対応の決定	(市町村) 基本方針の策定 学校のアレルギー対応への支援 食物アレルギー対応の審査 (校 内) 学校における基本方針の策定 校内の実態把握 個別の取組プラン作成 緊急時対応体制の整備	(市町村) 教育次長、専門医、学校医代表、学校保健・給食課長、学校教育課長、校長代表、共同調理場長代表、保健主事代表、給食主任代表、養護教諭代表、栄養教諭代表、保護者代表 (校 内) 校長、保健主事、養護教諭、共同調理場長、給食主任、栄養教諭、学年主任、学校調理員（直営）、学校医・主治医、教育委員会担当者
共同調理場運営委員会	共同調理場の運営に関する重要事項の審議	運営に関する重要事項の審議 共同調理場長に助言 運営に関する調査・研究	教育長、共同調理場長、保護者、保健所長、学識経験者 等

(2) 学校給食関係者

ア 職務内容（例）

関係者	職務内容
市町村教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食の実施について、管理運営に当たる。 2 学校給食の開設、変更、廃止、一時中止の決定、届け出を行う。 3 学校給食調理場の設置、運営管理を行う。 4 学校給食の実施に必要な施設設備を整備し、維持管理する。 5 学校給食実施基準に基づき、学校給食の適切な実施に努める。 6 学校給食衛生管理基準に基づき、適切な衛生管理に努める。 7 学校給食関係予算の編成、執行、決算及び補助金等に関する事務を行う。 8 学校給食に関する研修会、講習会等を実施する。 9 学校給食の充実及び学校給食を活用した学校における食育の推進を図る。 10 学校給食用物資の申請並びに諸報告に関する事務を行う。
校長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食運営委員会を組織し、学校給食について基本的な方針・計画を策定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育計画の中に、学校給食を位置付ける。 (給食の時間は、小学校は50分、中学校は45分が望ましい。) (2) すべての児童生徒が学校給食に参加できるように配慮する。 (3) 食に関する指導の全体計画を策定する。 (4) 給食主任を選び、給食関係事項を処理させる。 (5) 給食指導が適切に行われるようにする。 (6) 各種委員会相互の統制を図る。 2 毎日の学校給食について異常の有無の確認や食中毒防止に努める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の衛生管理について監督する。 (2) 学校給食担当者（配膳員等）の健康管理について監督する。 (3) 検食を行い、検食日誌に記録する。 (4) 異常があった場合は、ただちに関係機関に連絡し、適切な対応策を講じる。 3 教育委員会との連絡を密にする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設設備の修繕・補修について報告し、その維持管理に努める。 (2) 教育委員会の承認・届出を要する事項は、遅滞なく行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 給食を中止する場合の届出 イ 給食関係予算及び決算 ウ 学校給食実施計画の策定 エ 学校給食運営組織や食に関する指導の全体計画など学校経営案の編成 オ 給食施設設備が亡失、またはき損した場合の報告 カ 要保護、準要保護児童生徒の内申 キ 給食用物資加工委託の契約 ク 給食用物資に事故があった場合の報告 4 保護者及び地域社会との連携を深める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者が負担すべき給食費について協力を求める。 (2) 学校給食と関連し、食生活の改善を啓発し、学校給食の理解と協力を求める。 (3) 保健所・学校給食会・民生委員などに連絡を要する事項は、遅滞なく行う。 5 共同調理場の受配校においては、共同調理場との連携を密にする。

<p>共同調理場長及び単独調理場の校長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食運営組織を確立し、組織相互の統制を図る。 各種委員会との連携調整を図る。 2 学校給食運営委員会において、学校給食について基本的な方針・計画を策定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食運営に必要な各種委員会を運営する。 (2) 給食経費の予算を立て、その執行に責任をもつ。 3 職員を指揮監督する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の衛生管理について監督する。 (2) 学校給食調理従事者の健康管理について監督する。 (3) 給食用物資の取り扱いが適正にされるよう指導する。 (4) 給食関係予算の執行が正確かつ効果的に行われるようにする (5) 経理に関する諸帳簿・物資の受払簿・関係文書等を検閲し、その扱い方について指導する。 4 教育委員会との連絡を密にする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設設備の修繕・補修について報告し、その維持管理に努める。 (2) 教育委員会の承認・届出を要する事項は、遅滞なく行う。 <ol style="list-style-type: none"> ア 給食を中止する場合の届出 イ 給食関係予算及び決算 ウ 学校給食実施計画の策定 エ 学校給食運営組織の編成 オ 給食施設設備が亡失、またはき損した場合の報告 カ 要保護、準要保護児童生徒の内申 キ 給食用物資加工委託の契約 ク 給食用物資に事故があった場合の報告 5 受配校との連携を密にする。 6 保護者及び地域社会との連携を深める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者が負担すべき給食費について協力を求める。 (2) 学校給食と関連し、食生活の改善を啓発し、学校給食の理解と協力を求める。 (3) 保健所・学校給食会・民生委員などに連絡を要する事項は、遅滞なく行う。 7 毎日の学校給食について異常の有無の確認や調理内容について点検、食中毒防止に努める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食衛生管理基準の順守に努める。 (2) 検食を行い、検食日誌に記録する。 8 異常があった場合は、ただちに関係機関に連絡し、適切な対応策を講じる。
<p>教務主任</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育の一環としての学校給食及び食に関する指導の全体計画を立てる。 2 望ましい給食指導が実施できるよう様々な連絡・調整の円滑化を図る。 3 給食主任・学校食育推進者等の協力を得て、食や健康に関する指導の現職研修計画を立てる。 4 児童生徒が、望ましい人間関係を培ったり、自主性を高めたりするため、特別活動等を活用し、児童生徒を給食にかかわる活動に参加させる。
<p>保健主事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校保健委員会に子どもたちの健康課題として学校給食に関する問題を提案し、給食指導や学校給食を活用した食に関する指導の成果の向上に努める。 2 給食関係職員の健康管理計画を立案し、実施する。 3 食に関する指導計画立案に参画する。 4 衛生面での実態の把握、健康管理、安全衛生面での役割を担う。 5 食物アレルギーなど、学校給食に特別配慮が必要な児童生徒の実態把握に努め、的確な指導体制を確立する。

給食主任	<ol style="list-style-type: none"> 1 教務主任と協議し、給食指導の全体計画を立案する。 2 給食指導資料の作成・収集、各学年・学級間の調整に努め、教育効果の向上を図る。 3 学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の協力を得て、給食指導に関する事項の徹底を図る。 4 給食委員会の運営にあたる。 5 学級担任等給食指導者の資質向上を図るための研修計画を立案し、実施する。 6 食に関する指導計画立案に参画する。 7 献立や料理についての意見の聴取、並びに調査を通して、その改善に努める。 8 学校薬剤師、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校給食調理従事者（直営の場合）と協議して、衛生管理・栄養管理の計画の策定と実践に努める。 9 給食施設設備や食事環境の衛生管理の維持・改善に努める。
学校食育推進者	<ol style="list-style-type: none"> 1 食育の推進に必要な教職員や外部機関との連絡・調整を行う。 共同調理場の受配校においては、共同調理場との連携も図る。 2 食に関する指導の全体計画の作成を行う。 栄養教諭と連携し、給食の時間や学級活動における食に関する指導や給食指導を整理して掲げる。 学校給食を活用した家庭や地域の連携や取組、学校給食における地場産物の活用の方針等を掲げる。 3 児童生徒の実態把握に、学校給食の状況も掲げる。
学級担任	<ol style="list-style-type: none"> 1 給食主任・学校食育推進者・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員の協力を得て、児童生徒に対して給食指導計画に基づいた計画的な指導を行う。 2 児童生徒の活動の様子を細かく観察し、必要な事項について全体または個別に指導する。また、児童生徒の発達段階に即した指導とともに、自主的活動を重視するようにする。 3 身のまわりの清潔及び食事の準備・後片付けを安全で衛生的に行うことができるように指導する。 4 食事の場所としてふさわしい環境の整備と、楽しい雰囲気づくりを工夫することができるよう指導する。 5 学校給食において特別の配慮を必要とする児童生徒については、保護者、主治医からの情報を基に、その実態をよく把握し、栄養教諭・学校栄養職員や養護教諭、学校医等と連携を密にし、児童生徒に適切な指導・助言を与える。 食物アレルギーのある児童生徒については、食物アレルギー対応委員会での決定事項や、個別の取組プランに基づいて適切な対応を行う。
養護教諭	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の健康管理をする。特に、日々の健康観察から健康状態及び欠席状況を把握し、学校給食に起因する感染症・食中毒の早期発見と二次感染防止に努める。 2 児童生徒の日常生活において、感染症・食中毒の予防に必要な生活の実践、特に用便後、食事前の手洗い等の衛生及び安全について指導する。また、必要に応じてそれらの資料を提供する。 3 学校給食・食に関する指導の計画立案に参画して専門的立場から助言するとともに、学級担任を補佐して、児童生徒に対し、集団または個別の指導をする。 4 食物アレルギーを有する児童生徒については、保護者、主治医から情報を入手し、学校医等との連携のもと、各学級担任に適切な指導と助言を与える。

<p>栄養教諭・学校栄養職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食に関する基本計画に参画する。 2 学校給食の実施に関する組織に参画する。 3 給食指導計画の策定に関する組織に参画する。 4 学校給食栄養管理者として、学校給食摂取基準及び食品構成に配慮した献立の計画、作成、検証を行うとともに、献立原案を作成し献立作成委員会に提案する。 5 学校給食の栄養に関する専門的事項の処理に当たり、指導・助言又は協力する。 6 学校給食の食物アレルギー食対応献立については、食物アレルギー対応委員会の基本指針をもとに作成する。 7 学校給食の衛生管理責任者として学校給食衛生管理基準に基づいた管理と指導を行う。 8 学校給食用食品納入業者及び食品の選定、購入、検収及び保管に参画及び指導・助言をする。
<p>栄養教諭</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができるように指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性について指導する。 (2) 学校給食に地域の産物を活用し、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する理解を深める指導を行う。 (3) 学校給食を活用し、学級担任や教科担任等と連携して関連教科や特別活動等において食に関する指導を行う。 2 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 食物アレルギーをもつ児童生徒及び保護者に対する指導・助言を行う。 (2) 偏食や肥満傾向、痩身願望などのある児童生徒及び保護者に対する指導・助言を行う。 (3) 運動部活動などでスポーツをする児童生徒に対して指導・助言を行う。 3 食に関する指導を効果的に推進するため、以下の役割を担う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 食に関する指導の全体計画や年間指導計画作成の検討、原案作成、決定等の進行管理を行う。 (2) 教職員の連携・調整を行う。 (3) 家庭・地域との連携・調整 (4) 給食献立計画、給食の時間における食に関する指導の計画、各教科等における食に関する指導の計画の関連付け (5) 校長その他の教職員に対して食の観点から把握した児童生徒の生活実態等を積極的に提示 (6) 校長その他の教職員に対して食に関する指導の取組事例、研究成果等を積極的に提供 (7) 校長その他の教職員に対して自校や他校における学校給食の現状や課題等についての情報提供 4 学校・家庭・地域が連携した食育の推進において、以下の役割を担う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭における食生活や生活習慣等の実態把握 (2) 地域の食育の取組の情報収集 (3) 家庭への啓発活動等の連携の推進 (4) 地域の関係機関・団体との連携 (5) 校内で活用できる食に関する指導の人材等のリストを作成 <p>※ 食に関する指導のうち、学校給食を活用した食に関する指導について、学校栄養職員は、栄養教諭に準じて行うよう努めるとされている。</p>

イ 栄養教諭・学校栄養職員の配置人数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて算定されている。

単独実施校（小中）	共同調理場（小中）	特別支援学校
学校給食実施校児童生徒数	学校給食受配校の児童生徒数	学校給食を実施する学校
・ 550人以上 <u>1校に1人</u>	・ 6,001人以上 <u>3人</u>	<u>1校に1人</u>
・ 550人未満 <u>4校に1人</u>	・ 1,501～6,000人 <u>2人</u>	
・ 550人未満で3校以下の町村 <u>1町村1人</u>	・ 1,500人以下 <u>1人</u>	

【資料〈栄養教諭と学校栄養職員〉】

	栄養教諭	学校栄養職員
法的な位置付け	<p>《学校教育法》 第37条 ② 小学校には、前項に規定する者のほか…… 栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>⑬ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。</p> <p>《学校給食法》 第7条……学校給食の栄養に関する専門的 事項をつかさどる職員は、教育職員免許法第 四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有 するもの又は、栄養士法第二条第一項の規定 による栄養士の免許を有するもので……</p>	<p>《学校教育法》 第37条 ② 小学校には、前項に規定する者のほか…… 栄養教諭その他必要な職員を置くことができ る。</p> <p>※ 学校栄養職員の記述はなく、その他必要な 職員として位置付けられている</p> <p>《学校給食法》 第7条……学校給食の栄養に関する専門的 事項をつかさどる職員は、教育職員免許法第 四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有 するもの又は、栄養士法第二条第一項の規定 による栄養士の免許を有するもので……</p>
免許	<p>栄養教諭専修免許（文部科学省） （管理栄養士免許を有する者） 栄養教諭一種免許（文部科学省） （管理栄養士免許を有する者、又は管理栄養 士課程を修了し栄養士免許を有する者） 栄養教諭二種免許（文部科学省） （栄養士免許を有する者）</p>	<p>栄養士免許（厚生労働省）</p>
職務に 関する 事項	<p>【指導】 ① 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相 談指導 ② 学級担任、教科担任等と連携した関連教科 や特別活動における食に関する指導 ③ 食に関する指導に係る全体的な計画の策定 等への参加</p> <p>【管理】 ① 学校給食を教材として活用することを前提 とした給食管理 ② 児童生徒の栄養状態等の把握 ③ 食に関する社会的問題等に関する情報の把 握</p> <p>—平成16年6月「栄養教諭制度の創設に係る 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に ついて」文部科学省スポーツ・青少年局・初等 中等教育局長通知—</p>	<p>【指導】 ① 学校給食指導</p> <p>【管理】 ① 学校給食管理 学校給食に関する基本計画への参画 栄養管理 衛生管理 物資管理 検食等 調査研究等</p> <p>—「学校栄養職員の職務内容について」昭和 61年3月文部科学省体育局通知—</p>